

いよいよインボイス制度が始まります！

いよいよ来月、10月1日からインボイス制度が始まります！

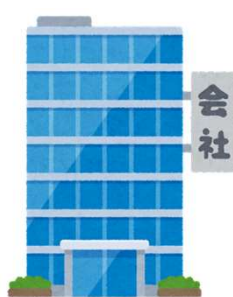
みなさま、ご準備は大丈夫でしょうか？

今回はインボイス制度の開始直前ということで、インボイスに関する概要や要点をおさらいします。



そもそもどんな制度？

消費税の計算上、差し引くことのできる仕入消費税は、**インボイス登録事業者からのものに限定**する制度



仕入れ
(例：工事の発注)



登録済

仕入控除
OK



未登録

仕入控除
NG



- ◆企業は仕入先をインボイス登録業者に絞る可能性
- ◆インボイス登録事業者は**消費税の納税義務が発生**（免税点適用不可）
- ◆一定の措置
 - ・2割負担：R5.10.1-R8.9.30までは消費税2割負担（新規登録者等に限る）
 - ・経過措置：仕入先インボイス未登録でもR11.9までは一定割合仕入控除可
- ◆登録の状況（7月末時点）
課税事業者278万(母数約300万・約92%) 免税事業者92万(母数約500万・約18%)

不動産賃貸業とインボイス制度

- ◆テナントや事務所等を事業者へ賃貸している場合、登録の検討が必要
- ◆借主である事業者が簡易課税制度を選択している場合、事業者の消費税計算は不動産オーナーのインボイス登録有無に左右されない
- ◆不動産賃貸業は借主が立地にメリットを感じている可能性もあるため、インボイス登録の可否は総合的に検討する必要がある場合もある傾向



先日、京都の床へ行ってきました。

当日は雨も心配されたのですが何とか天気も持ってくれ、久しぶりの京都を楽しむことができました。

大学時代、同じアパートに住んでいた先輩と行ったのですが、アパートと言っても風呂トイレ共同という寮のような環境。同じフロアで顔を合わせる機会も多く、自然と距離が縮まった間柄です。笑

当時を振り返りながら、楽しい時間を過ごすことができました。